

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

●第1章 準備期の取組

第1節 実施体制

1 実践的な訓練の実施

道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた¹⁰上で町行動計画を作成・変更します。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（B C P計画）を実情に合わせて変更します。
- (3) 新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の確保を行います。

3 国及び道との連携の強化

- (1) 国や道と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を実施します。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生に備え、日頃から月形町立病院や地域の社会福祉施設、介護老人保健施設等と感染症ネットワークの活用や情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報収集と情報提供

市民に対する細かな情報提供、また発生状況等について一元的に情報提供を行うため、広報やホームページ、LINE配信等の方法で情報発信を行う体制整備に努めます。また道が設置するコールセンターの情報提供等を行います。

2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

- (1) 市民に対するきめ細かい情報収集、情報提供を行うため、国、道、関係機関等とで、電子メール、電話等を活用し、緊急に情報収集、提供を行う体制を検討します。

10 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聞くことが望ましい。

(2) 新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います¹¹。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けて、保健福祉課に相談窓口を設置する準備を進めます。

第3節 まん延防止¹²

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 町及び学校等は、町民に対し、マスク着用時の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図ります。また自らの感染が疑われる場合は、道の相談センター、町の相談窓口に相談し、指示を仰ぐことや感染拡大を防止するための不要不急の外出を控えること等について、理解促進を図ります。

(2) 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。

第4節 ワクチン¹³

1 ワクチンの接種に必要な資材の確保と準備

(1) 予防接種用準備品、医師看護師用物品、会場設営物品等の資材について、平時から月形町立病院の協力を得ながら、予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

(2) 月形町立病院と連携し、必要なワクチン量が供給されるよう、情報収集に努めます。

2 接種体制の検討

接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平時から関係者との協力関係を構築します。

¹¹具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

¹²特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

¹³特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

3 特定接種¹⁴の接種体制の検討

- (1) 国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。
- (2) 特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業所であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものでこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）とします。また「医療の提供の業務」に従事する者は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員とし、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者は、介護・福祉従事者とします。

4 住民接種の接種体制の検討

- (1) 町民や町内勤務者等に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を検討します。
- (2) 国及び道から発出される通知等に従い、接種を希望する町民、町内勤務者等が速やかに接種できるよう、月形町立病院や社会福祉施設、介護老人保健施設等と連携の上、接種について検討を行います。また必要に応じ、接種会場において円滑な接種が実施できるよう、接種の流れについて確認します。
- (3) 町内の接種対象者数の推計を行うとともに、高齢者施設の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び関係機関が連携し、接種体制を検討します。
- (4) 接種方法に応じた必要医療従事者数の算定を行い、接種場所について検討します。

5 接種情報の提供と共有体制の検討

- (1) 定期の予防接種について、被接種者や保護者等にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問、不安に関する対応に必要な情報収集及び提供等双方向的な取り組みを検討します。
- (2) 町保健福祉課は、医療関係者及び保健福祉課以外の役場各部門との連携強化に努めます。また児童生徒に関する予防接種施策の推進にあたり、教育委員会と連携を深め、必要に応じて、予防接種に関する情報周知を教育委員会や小、中学校及び高等学校に依頼します。
- (3) 活用する健康管理システムが国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が推進されるよう、当該システムの整備を行います。

¹⁴特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種

第5節 保健

1 岩見沢保健所との連携体制の検討

(1) 陽性者が自宅や宿泊施設等で療養する場合には、食事の提供や宿泊施設の確保等が必要となることから、平時より岩見沢保健所と連携を図り、感染症危機に備える体制を検討します。

第6節 物資

1 感染予防用衛生資材の備蓄の検討

(1) 行動計画に基づき、所掌事務又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染予防用衛生資材を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認し、目標数量を決め、計画的な整備に努めます。なお、備蓄資材の中で保存期限のあるものについては、適時入れ替えもしくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努めます。

内 容	備蓄の考え方
消毒液	集団感染発生の可能性が高い施設*に多めに配布
サージカルマスク	大人用、こども用を用意する
ディスポグローブ	サイズ毎に用意する
防護服	
アイソレーションガウン	
ディスポキャップ	
シユーズカバー	
フェイスシールド	
ペーパータオル	
その他感染予防に必要な品	

* 集団感染発生の可能性が高い施設（公共施設）～月形町役場、交流センター、総合体育馆、保健センター、花の里こども園、学童保育所、札比内コミュニティセンター、各小中高等学校

(2) 消防機関は、救急隊員等搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄をすすめます。

また、感染症患者のウイルスや病原体の拡散を防ぐために整備した患者搬送用陰圧式アイソレーターの維持管理を行い適切な運用に努めます。

第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保¹⁵

1 対策支援実施にかかる仕組み、情報共有体制の整備

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等の方法を検討します。また関係機関・内部部局間で連携し、適切な仕組みの整備を実施するとともに、町民への情報共有体制を整備します。

2 必要物資の備蓄¹⁶、町民への勧奨

(1) 町行動計画に基づき、第6節（準備期における「物資」の1）で備蓄する感染予防用衛生資材等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要に応じて物資を備蓄します¹⁷。

(* なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとします¹⁸。)

(2) 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生資材や食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

3 生活支援を要する者への支援等の検討

道と連携し、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者¹⁹等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的方法を検討します。

4 火葬体制の検討

地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を検討します。

15 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項
16 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、各章の第7節の記載を参照。

17 特措法第10条

18 特措法第11条

19 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。